

※地表から広告物等の上端までの高さが4mを超えている場合は必ず有資格者の点検を受けてください。

《記 入 例》

※申請する広告物が複数ある場合は広告物ごとに作成してください。

様式(指針第7 関係)

屋外広告物安全点検結果記録票

広告物等の種類	建植広告・屋上利用広告・壁面利用広告・壁面突出広告・その他（ ）						
表示（設置）場所							
表示（設置）年月日	年	月	日	点検実施日	年	月	日
広告物の高さ	☐ 高さ（地表から広告物等の上端まで）4 m 超え ☐ 左記以外						
点検箇所	点 検 項 目			異常の有・無	補修	補 修 の 概 要	
上部構造・基礎部	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき			有 ☐ 無 ☒	済 ☒		
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき			有 ☒ 無 ☐	済 ☒	基礎のクラックにエポキシ樹脂を充填	
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化			有 ☒ 無 ☐	済 ☒	錆止めを流布後、再塗装	
支持部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間			有 ☐ 無 ☒	済 ☐		
	2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落			有 ☐ 無 ☒	済 ☐		
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形			有 ☐ 無 ☒	済 ☐		
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等			有 ☐ 無 ☒	済 ☐		
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常			有 ☐ 無 ☒	済 ☐		
広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落			有 ☒ 無 ☐	済 ☒	欠落したビスの補填	
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損			有 ☐ 無 ☒	済 ☐		
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり			有 ☒ 無 ☐	済 ☒	水抜き孔を清掃	
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光			有 ☒ 無 ☐	済 ☒	照明灯が1ヶ所不点灯のため交換	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水			有 ☐ 無 ☒	済 ☐		
	3 周辺機器の劣化、破損			有 ☐ 無 ☒	済 ☐		
その他	1 付属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品）の腐食、破損			有 ☐ 無 ☒	済 ☐		
	2 避雷針の腐食、損傷			有 ☐ 無 ☒	済 ☐		
	3 その他点検した事項（ ）			有 ☐ 無 ☒	済 ☐		

点検及び補修の結果、当該広告物等が公衆に対し危害を及ぼすおそれがない安全なものであることを確認しました。

年 月 日

（点検者）所属等※

氏 名

電話番号

※点検者の所属する会社等の名称及びその所在地又は個人

※該当する点検箇所が無い場合は「補修の概要」の欄に斜線を引く等、その旨明示してください。

（点検者の資格）※地表から広告物等の上端までの高さが4 mを超える場合、該当する資格にチェックしてください。

☐ 屋外広告士 ☐ 一級・二級建築士 ☐ 屋外広告物点検技能講習修了者

上記点検結果を確認しました。

年 月 日

（依頼者）氏名等※

※法人の場合は、所在地、法人名及び代表者名、個人の場合、住所氏名を記載

【点検要領】

1. 点検は、3年以内毎、また、許可物件の場合は、更新申請日より前3月以内に実施してください。
2. 点検は、点検箇所・点検項目に沿って実施してください。点検箇所・点検項目の詳細は「いわき市屋外広告物安全管理指針」を参照してください。
3. 地表から広告物等の上端が4mを超える許可広告物に係る点検は、次のいずれかの資格を有する者に点検を依頼し実施してください。
(ア) 屋外広告士 (イ) 一・二級建築士 (ウ) 屋外広告物点検技能講習修了者
4. 点検の結果、異常がある場合は、周囲の安全を確保し、速やかに補修してください。許可物件である場合は、補修済みでなければ許可の更新はできません。異常の有無の判断は、当該箇所の経年変化・損傷等が想定しうる範囲で進行したとしても3年以内に広告物等が倒壊、はく離、破損、落下又は傾斜するおそれはなく、公衆に対し危害を及ぼすおそれのない安全なものであるかどうかで行ってください。

屋外広告物条例 第9条（禁止広告物） ※抜粋

次に掲げる広告物又は掲出物件を表示し、又は設置してはならない。

- (2) 著しく破損し、又は老朽したもの
- (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの

5. 次の広告物については、本点検は不要ですが、適切に管理を行ってください。
(ア) はり紙 (イ) はり札等 (ウ) 立看板等 (エ) 広告幕 (オ) のぼり及び広告旗
(カ) 建物の外壁面に表示する広告物 (キ) 自動車又は電車の車体に表示する広告物
(ケ) アドバルーン

【作成等要領】

1. 本票は、1つの広告物又は掲出物件ごとに作成してください。
2. 本票は、点検日時点で点検者が作成を開始し、異常があった箇所すべての補修を確認した後、「点検者」欄に氏名等を記載してください。
3. 広告物等の種類により、該当する点検箇所・点検項目がない場合は、「補修の概要」の欄に斜線を引く等、その旨明示してください。
4. 点検を資格者に依頼して実施した場合は、点検結果を確認し、「依頼者」欄に氏名等を記載してください。
5. 本票には、次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 「点検者の資格」を証する書面の写し（地表から広告物等の上端が4mを超える許可広告物の場合のみ）
 - (2) 広告物等の全景及び点検箇所ごとの広告物等の状態を撮影したカラー写真。
 - (3) 点検の結果、異常があった場合は、当該異常のあった箇所の補修前及び補修後を撮影したカラー写真。
6. 本票は、当該広告物が除却されるまでの間保管してください。

※条例に基づく許可物件である場合は、更新申請書に次の書類を添付してください。

- (1) 本票の写し (2) 「点検者の資格」を証する書面の写し (3) 点検後の広告物等の全景を撮影したカラー写真 (4) 点検の結果、異常があった場合は、当該異常があった箇所の補修前後のカラー写真